

〔H3026〕 バリアフリー法

次の記述のうち、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、誤っているものはどれか。

1. 既存の倉庫の一部の用途を変更し、床面積の合計が2,500㎡の物品販売業を営む店舗に用途の変更をしようとするときは、当該用途の変更に係る部分に限り、建築物移動等円滑化基準に適合させればよい。
2. 自動車教習所を新築しようとするときは、建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
3. この法律の施行の際現に存する特定建築物に、専ら車椅子を使用している者の利用に供するエレベーターを設置する場合において、当該エレベーターが所定の基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めるときは、建築基準法の一部の規定の適用については、当該エレベーターの構造は耐火構造とみなされる。
4. 建築物移動等円滑化基準への適合が求められる建築物において、案内所を設ける場合には、当該建築物内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーター等の配置を表示した案内板を設けなくてもよい。

〔H3026〕 正答 1

1. 誤り。バリアフリー法令4条及び5条により、「倉庫」は特定建築物でも特別特定建築物でもなく、「物品販売業を営む店舗」は特別特定建築物である。バリアフリー法14条1項及び同法令9条により、設問の特別特定建築物は、増築等（用途を変更して特別特定建築物にすることを含む）の床面積が2,000㎡以上なので、建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。建築物移動等円滑化基準（令10条1項により、令11条から令24条まで）の一つである令22条により、一号の「増築等（用途の変更を含む）」に係る部分（設問の「用途の変更に係る部分」すなわち「物品販売業を営む店舗」の部分）に限らず、二号から六号までの「道等から増築等に係る部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路」などの部分についても、建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。
2. 正しい。バリアフリー法16条1項、同法令4条により、建築主等は、特別特定建築物を除く特定建築物の建築をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。自動車教習所は、令4条十七号の特定建築物である。
3. 正しい。バリアフリー法23条1項により、既存の特定建築物に車いす使用者の利用するエレベーターを設置する場合、所定の基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めたエレベーターについては、建築基準法27条2項の耐火構造要件を満たすものとみなす。これは、エレベーターの耐火構造要件によって、その設置が困難になることを防ぐための特例である。
4. 正しい。バリアフリー法令20条3項。建築物移動等円滑化基準への適合が求められる建築物においては、原則として、当該建築物内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーター等の配置を表示した案内板を設けなければならないが、同条3項により、案内所を設ける場合には、案内板を設けなくてよい。